

被疑者国選弁護報告書【即決同意事件を除く】(書式4-1①2024.4月版)

弁護士 一般・ スタッフ (登録番号) 提出日

被疑者	被疑者名			勾留日		
	事件番号	年 () 号		選任日		
	罪 名					
☐ 本件は検察官送致(逆送)後の少年被疑事件である(家裁送致前の少年被疑事件についても担当した)						
処分結果等 起訴・不起訴決定の前でも 釈放された時点で選任の効力は失効します。		処分日(解任日): (不起訴等前に釈放の場合は、釈放日を記入)				
		処分の種類	☐ 処分保留釈放 ☐ 不起訴 ☐ 略式起訴 ☐ 家裁送致 ☐ 公判請求 (☐ 即決裁判申立) 起訴状があれば添付し、事件番号等はできる限り記載してください。 事件番号 年 () 第 号 罪名 ☐ 同上 ☐ その他 () 裁判所 ☐ 地裁・ ☐ 簡裁 支部 (担当部)			
			☐ 解任 (理由) 刑訴法第38条の3第1項 () 号			
			☐ 勾留執行停止 ☐ 鑑定留置			
決定日				勾留執行停止期間 (鑑定留置期間)	～	
接見日時等 (接見資料添付)	日時 (午前・午後にチェック) ※時間は「2:30」の形で記載		場 所		接見状況 いずれにもチェックがない場合は接見とみなす	
	1	午前 午後			接見は チェック不要	☐ 電話交通 ☐ 準接見
	2	午前 午後	☐ 同上			☐ 電話交通 ☐ 準接見
	3	午前 午後	☐ 同上			☐ 電話交通 ☐ 準接見
	4	午前 午後	☐ 同上			☐ 電話交通 ☐ 準接見
	5	午前 午後	☐ 同上			☐ 電話交通 ☐ 準接見
	6	午前 午後	☐ 同上			☐ 電話交通 ☐ 準接見
・7回目以降は継続用紙に記載。 ・「処分日」と同日の接見・電話交通・準接見については、処分前のものを記載する。 ・準接見:接見場所に行ったが契約弁護士の責めに帰することができない事由により接見に至らなかった場合						
手続期日等	☐ 刑訴法226条・227条の証人尋問期日 ☐ 証拠保全期日 (☐ 証人尋問 / ☐ それ以外の証拠調べ []) ☐ 勾留理由開示期日				左記期日の出頭日 () ()	
	国選弁護人の活動として以下を行い、被疑者が釈放された。(「裁判謄本の写し」添付) (申立日: / 釈放日:) ☐ 勾留決定に対する準抗告の申立てを行い、勾留決定が取り消されるとともに勾留請求が却下された。 ☐ 勾留延長決定に対する準抗告の申立てを行い、勾留延長決定が取り消されるとともに勾留期間延長請求が却下された。 ☐ 勾留取消しの申立てを行い、勾留が取り消された。					
	特別案件	☐ 特別案件 刑訴法第38条の3第1項第5号の規定に基づいて国選弁護人が解任された事件に選任				
合意制度	☐ 検察官との間で合意制度について協議を行った。 / ☐ 検察官との間で左記協議について合意が成立した。(疎明資料添付)					
通訳の利用	☐ 有 (詳細は別紙「通訳料請求書」に記載) → ☐ 通訳は利用したが、通訳料の負担なし					
示談等	示談等の活動がある場合は、別紙「 特別成果加算(示談等)請求書 」に記載					
遠距離接見等・出張	詳細は別紙「 旅費等請求書 」に記載					
訴訟準備費用	詳細は別紙「 訴訟・審判準備費用請求書 」に記載					

・ご記入いただきました個人情報、日本司法支援センターにおいて管理し、日本司法支援センターにおける国選弁護関連業務に使用する他、総合法律支援法・同施行規則及び契約約款に基づき、日弁連、所属弁護士会、関係機関等に情報を提供することがあります。
また、被疑者・被告人から請求があった場合、同様に情報提供する場合があります。
・報告書提出期間(請求可能日から土日祝日・12/29～1/3を除く14日)を確認し、提出期限に遅れないよう御留意ください。
提出が遅れた場合は、報酬等をお支払いできなくなることがあります。

弁護士: (登録番号)

事件番号: 年()第 号

被疑者名:

日時 (午前・午後にチェック) ※日付は「5/20」、時間は「2:30」の形で記載		場所	接見状況 いずれにもチェックがない場合は接見とみなす	
7	午前 午後		☐ 電話交通	☐ 準接見
8	午前 午後	☐ 同上	☐ 電話交通	☐ 準接見
9	午前 午後	☐ 同上	☐ 電話交通	☐ 準接見
10	午前 午後	☐ 同上	☐ 電話交通	☐ 準接見
11	午前 午後	☐ 同上	☐ 電話交通	☐ 準接見
12	午前 午後	☐ 同上	☐ 電話交通	☐ 準接見
13	午前 午後	☐ 同上	☐ 電話交通	☐ 準接見
14	午前 午後	☐ 同上	☐ 電話交通	☐ 準接見
15	午前 午後	☐ 同上	☐ 電話交通	☐ 準接見
16	午前 午後	☐ 同上	☐ 電話交通	☐ 準接見
17	午前 午後	☐ 同上	☐ 電話交通	☐ 準接見
18	午前 午後	☐ 同上	☐ 電話交通	☐ 準接見
19	午前 午後	☐ 同上	☐ 電話交通	☐ 準接見
20	午前 午後	☐ 同上	☐ 電話交通	☐ 準接見
21	午前 午後	☐ 同上	☐ 電話交通	☐ 準接見
22	午前 午後	☐ 同上	☐ 電話交通	☐ 準接見
23	午前 午後	☐ 同上	☐ 電話交通	☐ 準接見
24	午前 午後	☐ 同上	☐ 電話交通	☐ 準接見
25	午前 午後	☐ 同上	☐ 電話交通	☐ 準接見
26	午前 午後	☐ 同上	☐ 電話交通	☐ 準接見
27	午前 午後	☐ 同上	☐ 電話交通	☐ 準接見
28	午前 午後	☐ 同上	☐ 電話交通	☐ 準接見
29	午前 午後	☐ 同上	☐ 電話交通	☐ 準接見
30	午前 午後	☐ 同上	☐ 電話交通	☐ 準接見

接見は
チェック不要

・「処分日」と同日の接見・電話交通・準接見については、処分前のものを記載する。

・接見中に処分後と判明した場合、算定対象外となります。

・準接見:接見場所に行ったが契約弁護士の責めに帰することができない事由により接見に至らなかった場合